

庁名 広島地方裁判所管内の簡易裁判所

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
民事訴訟	通常訴訟	10					10		12			10		6900円	7000円	当事者が1名増えるごとに、郵便切手の場合は2440円分(500円4枚、110円4枚)を、予納金の場合は3000円を、それぞれ加算してください。
	少額訴訟	10					10		12			10		6900円	7000円	当事者が1名増えるごとに、郵便切手の場合は2440円分(500円4枚、100円4枚、10円4枚)を、予納金の場合は3000円を、それぞれ加算してください。

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
民事調停	民事調停(一般調停)							5	5				10	850円	4000円	当事者が1名増えるごとに、郵便切手の場合は320円分(100円2枚、50円1枚、10円7枚)を、予納金の場合は3000円を、それぞれ加算してください。 また、申立書の特別送達を希望する場合、郵便切手の場合は50gまでは1220円分を、100gまでは1290円分を加算してください。
民事調停	民事調停(特定調停)							5					5	550円	2000円	郵便切手の場合、債権者が2名までは同額です。債権者が3名以上の場合、債権者が1名増すごとに250円分(100円2枚、10円5枚)を加算してください。 予納金の場合、債権者が5名以上の場合は、1000円を加算してください。

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考		
		郵便切手の場合											合計額				
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円					
支払督促	支払督促	2						3					3	1330円	7000円	左記に加えて、送達結果通知用の官製はがきを債務者の人数分提出してください。 また、郵便切手の場合、債務者が1名増えるごとに1220円分(500円2枚、100円2枚、10円2枚)を加算してください。	
その他	訴え提起前の和解	4						6					2	9	2730円	3000円	当事者が1名増えるごとに1400円分(500円2枚、100円3枚、20円5枚)を加算してください。
	公示催告	4						4	2			4	4	2620円	3000円		